

令和5年5月2日

埼玉県住宅供給公社
県営住宅課

令和5年4月定期募集【当選者】の皆様へ

ご当選おめでとうございます。

当選された皆様におかれましては、指定された日程で資格審査を受けていただきます。

毎回の審査で書類不足が発生しております。資格審査の必要書類は【入居者募集のしおり P13～P16】をご確認ください。

(1) 資格審査日程について【県営住宅入居者募集のしおり P12】

申込（入居希望）市区町村 ※五十音順	日時・会場 都合により審査日及び会場が変更になることがあります。
上尾市、桶川市、春日部市、久喜市、越谷市、さいたま市岩槻区、幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、蓮田市、松伏町、三郷市、宮代町、八潮市、吉川市	5月16日（火） 10時00～15時30分 プラザノース【2階多目的ルーム】 https://www.plazanorth.jp/access/access.php
朝霞市、入間市、越生町、川越市、坂戸市、狭山市、志木市、鶴ヶ島市、所沢市、飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、新座市、三芳町、毛呂山町	5月17日（水） 10時00～15時30分 ウェスタ川越【多目的ホール】 川越市新宿町1-17-17 https://www.westa-kawagoe.jp/access/
川口市、さいたま市（岩槻区以外）、戸田市、蕨市	5月18日（木） 10時00～15時30分 プラザノース【2階多目的ルーム】 さいたま市北区宮原町1-852-1 https://www.plazanorth.jp/access/access.php
小鹿野町、小川町、加須市、神川町、上里町、北本市、熊谷市、行田市、鴻巣市、秩父市、ときがわ町、長瀬町、滑川町、羽生市、東松山市、東秩父村、深谷市、本庄市、皆野町、横瀬町、寄居町、嵐山町	5月19日（金） 10時00～15時30分 熊谷文化創造館【月のホール】 熊谷市捨六間111-1 https://www.sakuramate.jp/access/

(2) 入居資格の審査書類

(ア) 申込み世帯全員に必ず提出していただく書類（①～④のすべて）

	種類	書類の内容	
①	申込み世帯全員の住民票	世帯全員で、続柄の記載のあるもの（3か月以内※1の発行）	
②	申込み世帯全員の現在住んでいる住宅の証明	アパート（民営借家等）に住んでいる方 賃貸借契約書は審査時点で契約期間内のもの（賃貸借契約書全ページの写し） ※社宅等で賃貸借契約書が無い場合は、貸主との賃貸借証明を提出してください。	
		親族等の家に住んでいる方 所有者の記載のある市区町村が発行した家屋の固定資産評価証明書又は建物の登記事項証明書（3か月以内※1の発行） ※共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	
③	申込み世帯全員の所得の証明 ※2	総収入額が記載された令和4年度の市区町村が発行した課税証明書又は非課税証明書（3か月以内※1の発行） <u>【給与所得・年金所得者】【事業所得者】の方は、以下の書類も合わせて必要です。</u>	
		給与所得者 ・ 年金受給者	令和4年分の源泉徴収票 給与所得の源泉徴収票（手書きの場合は会社印又は代表者印のあるもの）、公的年金等の源泉徴収票
		事業所得者	令和4年分の確定申告書 税務署の受付印のある確定申告書の写し（電子申請された方は、受信通知の写しも必要です）又は、事業所得等収支明細書（P26）
④	申込み世帯全員の県民税・市町村民税を滞納していないことの証明 ※2	市区町村が発行した令和3年度の県民税・市町村民税の納税証明書又は非課税証明書（3か月以内※1の発行）徴収が猶予されている場合、徴収猶予通知書の写し ・分納中など滞っている県民税・市町村民税がある場合は、入居が認められません。 ・滞納していないことを確認するため非課税の方も必要です。	

※1 資格審査日を基準としています。

※2 申込み日時点で中学生以下の方を除いて入居される方全員必要です。

(イ) 該当する方にのみ提出していただく書類

	区 分	書 類 名	申告 事項
収入	令和4年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 (P 25)	
	令和4年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控、事業所得等収支明細書 (P 26)	
	令和3年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の代表者等が証明した退職証明書 (P 27)	
	令和3年2月以降に自営業を廃業された方	税務署長に提出した廃業届の控	
	令和3年 11 月以降に、新たに年金を受給し始めた方	年金証書及び年金支払通知書の写し	
在勤	県外居住者で県内に勤務場所のある方	在職証明書 (P 27) (勤務先の代表者等が証明したもの)	
世帯状況	事実上婚姻が解消した世帯	・ 戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のもの、3か月以内※1の発行） 外国籍で戸籍謄本が取れない方は、独身証明書（婚姻要件具備証明書等）配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳（3か月以内※1の発行） ・ 1年以上別居している事が確認できる双方の住民票（申込締切日時点）又は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書	
	事実婚（パートナーシップ含む）の関係に該当する世帯	以下のいずれかの書類 ・ それぞれの戸籍謄本、1年以上の同居（申込み締切日時点）が確認できる世帯全員の続柄記載の住民票（3か月以内の発行 ※ 1 の発行）、事実婚（パートナーシップ）関係申立書 (P32) ・ パートナーシップ制度導入市町村の発行する受理証、事実婚（パートナーシップ）関係申立書 (P32)	
	同居予定者が別世帯の場合	戸籍謄本（続柄を確認するため）（3か月以内※1の発行）	
	現在婚約中の方	婚約の証明書 (P 32) ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類（婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか）を提出することが条件となります。	
	配偶者のいない成人	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの） （3か月以内※1の発行）	
	単身で申込む方	・ 戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの）（3か月以内※ 1 の発行） ・ 単身入居の入居者資格認定のための申立書 (P28 ～ P29)	
外国籍	母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）控除のいずれかに該当するが戸籍謄本が取れない外国籍の方	独身証明書（婚姻要件具備証明書）等 配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳 （3か月以内※1の発行）	

※1 資格審査日を基準としています。

障がい	障がい等のある方	身体障がい者手帳の写し、精神障がい者保健福祉手帳の写し又は精神障がいの障がい年金給付の証明書、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し等 単身住宅への申込の方は、障がい者控除対象者認定書等でも可	
	難病患者等	市町村が交付する障がい福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証等の写し	
その他	原子爆弾被爆者	被爆者健康手帳の写し	
	ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 (ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)	
	生活保護を受給している方	生活保護受給証明書	
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書	
子育て	母子・父子世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要） (3か月以内※1の発行)	1
	ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの） (3か月以内※1の発行)	
被災	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	居住実績証明書（避難元市町村発行） ※子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、別途書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	11
落選	通算4回落選世帯 ※一般住宅に申込みをされる世帯のみ	今回の入居申込み日前2年間に於いて、当選とならなかった「抽せん結果通知書」はがき4枚 ※提出のなかった場合は失格となります。	4
被害者	DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 配偶者暴力相談支援センター長の証明書（入所の証明） ・ 母子生活支援施設長の証明書（入所の証明） ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し ・ 婦人相談所長又は、配偶者暴力相談支援センター長の証明書※ ・ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村その他の団体による確認書（避難の確認）※ ※は、単身入居者のための確認資料とはなりません。	2
	犯罪被害者世帯	「被害届を提出した時の住所と現在の住所の変更がないこと」が必須となります。 1 必ず提出を要する書類 犯罪被害等にあったことを記載した申告書（申告書は後日公社より送付） 2 いずれか1つ提出が必要な書類 (ア) 交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書 (イ) 犯罪等により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書 (ウ) 犯罪等の被害により収入が著しく減少した場合は、被害前後の収入を確認できる書類	3

※1 資格審査日を基準としています。

公共事業	埼玉県が行う公共事業により住宅が除却される世帯	以下のいずれかの書類が必要です。 ア 埼玉県が公共事業を施行することに伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 イ 都市計画事業等の施行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 ウ 土地収用法等に基づく事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 エ 県営住宅建替事業等が決定していることに伴い、県営住宅を除却されることが決定したことを証明する書類 オ 住宅地区改良法に基づく不良住宅であることを証明する書類	6
	借上げ県営住宅契約終了世帯	借上げ県営住宅の入居期限が2年以内に満了となる世帯	8
	特別県営住宅等の建替えに伴う移転世帯	(ア)～(ウ)すべての書類が必要です。 (ア) 建替え事業が決定していることを証明した、建替え担当部署の長が発行する書類 (イ) 申込時点での月額家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 (ウ) 建替え後の本来家賃を証明した、担当部署の長が発行する書類 ※ (イ)・(ウ) 減免措置等をしていないもの	5
災害	災害により住宅が滅失した世帯	市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類 (罹災証明書)	7
近居	近居支援世帯	・住民票（県営住宅に申込まない側の世帯の世帯全員で、続柄の記載のあるもの）（3か月以内※1の発行） ・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）（3か月以内※1の発行） 上記書類に加えて、以下のいずれか該当するほうの書類が必要です。 [孫の世話の場合] ・子育て申告書（P 30） [介護・看護の場合] ・介護・看護等申告書（P 31） ・介護・看護等を証明する書類（要介護認定が記載された介護保険被保険者証、医師の診断書などの写し）	9

※1 資格審査日を基準としています。